

岩見沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染するなどして一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことを受け、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

市において行う事務として、「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加する。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第16号

岩見沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 3 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。